

大和市告示第62号

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市健康ポイント事業実施要綱（平成28年大和市告示第272号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「対し、」の次に「別に定める」を加える。

第6条の見出しを「（景品及び抽選の回数等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 景品の当選者を決定する抽選は、市長が当該年度内に付与されたポイント（以下「現年度分ポイント」という。）を対象として5回実施するものとし、その実施時期は原則として次のとおりとする。

- (1) 第1回 当該年度の7月
- (2) 第2回 当該年度の10月
- (3) 第3回 当該年度の1月
- (4) 第4回 翌年度の4月
- (5) 特別な抽選 別に定める時期

第7条第1項中「数」の次に「（以下「規定数」という。）」を加え、「次条の規定による」を削り、同条第2項中「前項の規定による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、その審査を行うに当たり必要があると認めるときは、カードに記録された健診等の受診の事実を確認できる書類（以下「受診確認書類」という。）の提出を求めることができる。

第7条第2項第2号中「前項に規定する数」を「規定数」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第1回から第4回までの抽選（以下「通常の抽選」という。）に参加するための前項の規定による応募（以下単に「応募」という。）の締切日（以下単に「締切日」という。）は、別に定めるものとする。
- 3 第5条第4項の規定にかかわらず、参加者は、現年度分ポイントが規定数に達しなかった場合であっても、翌年度に付与されるポイント（以下「翌年度分ポイント」という。）と合算することにより規定数に達する場合は、現年度分ポイントを対象とする第4回の抽選又は翌年度分ポイ

ントを対象とする第1回の抽選に応募することができる。

第8条の見出しを「(抽選及び当選者の決定)」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

通常の抽選は、各締切日までに応募をした者を対象に行い、各回の景品の当選者を決定するものとする。

第8条第1項ただし書中「ただし、」の次に「その回の」を加え、「選定する候補者」を「当選者」に、「候補者とする」を「当選者と決定する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特別な抽選は、通常の抽選に応募をした者を対象に行い、景品の当選者を決定するものとする。

第8条第3項中「候補者に抽選の結果」を「当選者に対し当選した旨」に改める。

第9条を削る。

第10条第1項中「確定した」を「決定した」に改め、同条第3項中「第8条」を「前条」に改め、「、カードの記録内容の審査については前条の規定を」及び「それぞれ」を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条を削り、第13条を第11条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第7条第3項の規定は、令和3年度の第6条第2項に規定する現年度分ポイントを対象として実施する抽選から適用する。